

定期講習の受講のお願い

一級建築士、二級建築士、木造建築士の定期講習

建築士法の規定により、建築士事務所に所属するすべての建築士は、登録講習機関が行う定期講習を3年以内ごとに受講しなければなりません。受講期限内に受講しない場合は、建築士法第10条の規定に基づき戒告または2ヶ月間の業務停止処分等の対象となります。

<受講期限について>

①受講経験がある場合

- ・前回受講した年度の翌年度の開始日(4月1日)から起算し、3年後の3月31日までが受講期限。
- ・前回受講後に所属建築士でなくなり、前回受講してから3年を超えた日以降に、再び所属建築士になった場合は、遅滞なく定期講習を受けなければいけません。

②受講経験がない場合

- ・建築士試験に合格した年度の翌年度の開始日(4月1日)から起算し、3年後の3月31日までが受講期限。
- ・建築士試験に合格した年度の翌年度の開始日(4月1日)から起算し、3年を超えた日以降に所属建築士になった場合は、遅滞なく定期講習を受けなければいけません。

構造設計一級建築士、設備設計一級建築士の定期講習

建築士法の規定により、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士は、登録講習機関が行う「構造設計一級建築士定期講習」又は「設備設計一級建築士定期講習」を3年ごとに受講しなければなりません。受講期限内に受講しない場合は、建築士法第10条の規定に基づき戒告または2ヶ月間の業務停止処分等の対象となります。

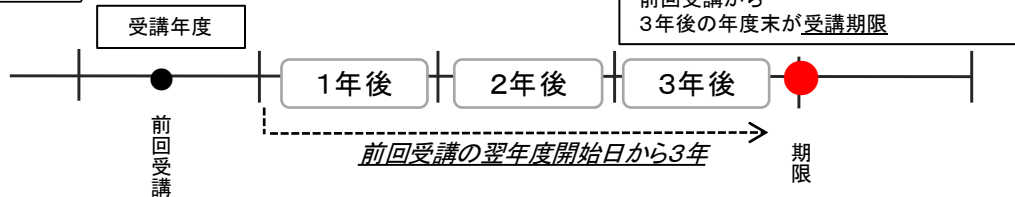
- ・これらの定期講習は、「一級建築士定期講習」と異なり、建築士事務所に所属しているか否かに関わらず、全ての構造/設備設計一級建築士に受講義務があります。
- ・受講期限は、構造/設備設計一級建築士証の交付を申請するにあたり受講した構造/設備設計一級建築士講習又は構造/設備設計一級建築士定期講習を修了した年度の翌年度の開始日(4月1日)から起算して、3年後の3月31日までが受講期限。

※ 申し込み・講習に関する問い合わせについては、各登録講習機関へ直接ご連絡ください。

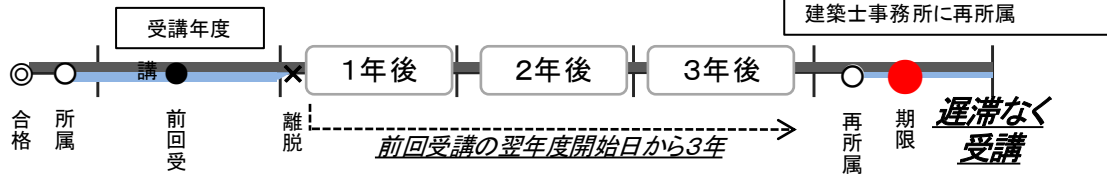
受講期間

受講経験がある方の場合

建築士法施行規則
17条の36
〔原則〕
受講経験あり

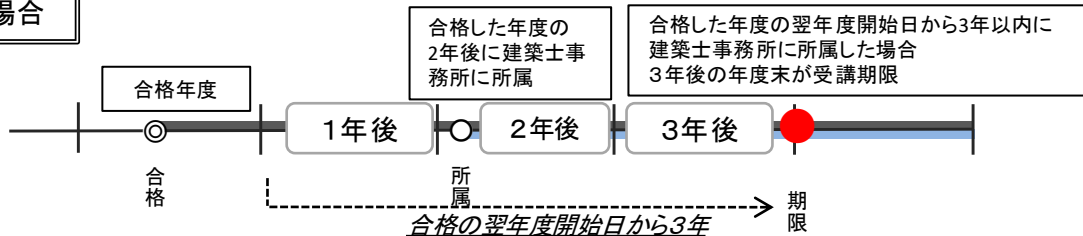


建築士法施行規則
17条の37ハ
〔例外〕
受講経験有り、前回受講から3年経過後に再所属

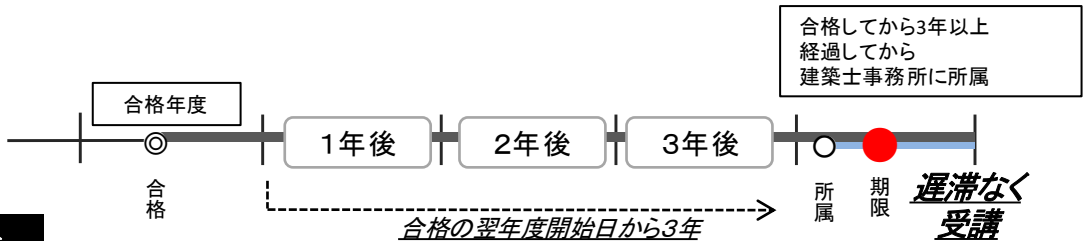


受講経験がない方の場合

建築士法施行規則
17条の37イ
〔例外〕
受講経験無し、合格の翌年度開始日から3年以内に所属



建築士法施行規則
17条の37ロ
〔例外〕
受講経験無し、合格の翌年度開始日から3年経過後に所属



登録講習機関一覧

講習機関名	実施している講習	ホームページ
(公財)建築技術教育普及センター	一級、二級、木造、構造一級、設備一級	http://www.jaeic.or.jp/
(株)日建学院	一級、二級	http://www.nik-g.com/
特定非営利活動法人 住宅福祉サービス	一級、二級、木造	http://www.jfs2001.com/
(株)総合資格学院法定講習センター	一級、二級、木造	http://www.shikaku.co.jp/
ビューローベリタスジャパン(株)	一級、二級	http://www.bvjc.com/
特定非営利活動法人 東京土建ATEC	一級、二級、木造	http://www.doken-atec.jp/
特定非営利活動法人 埼玉土建建築支援センター	一級、二級、木造	http://kenchikushiencenter.jp/
(株)ERIアカデミー	一級、二級、木造	http://www.a-eri.co.jp/
(株)確認サービス	一級、二級、木造、構造一級、設備一級	http://www.kakunin-s.com/
TAC(株)	一級、二級	http://www.tac-school.co.jp/
(株)Gakken LX	一級、二級	https://kenchiku.gakkenlx.jp/

定期講習の受講について

構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を受けたすべての一級建築士は、登録講習機関が行う「構造設計一級建築士定期講習」又は「設備設計一級建築士定期講習」を3年ごとに受講しなければなりません。

1 受講対象は？

これらの定期講習は、「一級建築士定期講習」と異なり、建築士事務所に所属しているか否かに関わらず、全ての構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士に受講義務があります。

2 受講期限は？

受講期限は、構造設計一級建築士講習又は設備設計一級建築士講習を修了した年度の翌年度の開始日(4月1日)から起算して、3年後の3月31日までです。

(例) 平成28年度に構造設計一級建築士講習又は設備設計一級建築士講習を修了し、その後構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士となった方



平成31年度中に、それぞれ構造設計一級建築士定期講習又は設備設計一級建築士定期講習を受講しなければなりません。

3 受講しなかった場合は？

この定期講習を期限までに受講しない場合は、行政指導の対象となり、行政指導を受けた後、更に一定期間受講すべき定期講習を受講されない場合には、建築士法第10条に基づく処分(戒告または2ヶ月間の業務停止処分)の対象となります。

※構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士としての処分ではなく、一級建築士としての処分となり、処分された場合は一級建築士の名簿に処分歴が記載されるとともに公表されます。

※申し込み・講習に関する問い合わせについては、下記登録講習機関へ直接ご連絡ください。

講習機関名	電話番号	ホームページ
(公財)建築技術教育普及センター	03-6261-3310	https://www.jaeic.or.jp/
(株)確認サービス	052-238-7763	http://www.kakunin-s.com/